



新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)に関連した ASEAN地域及びインドの施策について

1. Singapore
2. Thailand
3. Indonesia
4. Malaysia
5. Vietnam
6. Philippines
7. Myanmar
8. Cambodia
9. India

May 2020

Global Japanese Practice (GJP)

目次及び記載カテゴリーと項目例

| | 国名 | Page |
|---|-------------|-------------|
| 1 | Singapore | p.3 - p.8 |
| 2 | Thailand | p.9 - p.16 |
| 3 | Indonesia | p.17 - p.22 |
| 4 | Malaysia | p.23 - p.27 |
| 5 | Vietnam | p.28 - p.32 |
| 6 | Philippines | p.33 - p.39 |
| 7 | Myanmar | p.40 - p.41 |
| 8 | Cambodia | p.42 - p.45 |
| 9 | India | p.46 - p.52 |
| | Contact | p.53 - p.57 |

| 記載カテゴリー | 項目例 |
|---------|--|
| 税務 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 申告と納付等の期限延長 2. 補助金 3. 優遇税率 4. その他 |
| 決算・監査 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 年次決算書 2. 株主総会の延期 3. 株主総会実施方法の選択肢 4. 取締役会実施方法の選択肢 |
| 労務 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会保障当局による各種対応 2. 勤務時間短縮による要点 3. 制度導入および決定プロセス |
| その他 | |



税務

1.各種申告書等の期限延長

IRAS（税務当局）は、COVID-19の状況に鑑み、以下の各申告書の提出期限を延長することを発表した。

| | 項目 | 本来の申告期限 | 延長後の申告期限 |
|---|--|------------|------------|
| 1 | 個人所得税の申告書（個人事業主及びパートナーシップを含む） | 2020年4月18日 | 2020年5月31日 |
| 2 | 信託、団体や協会等の所得税申告 | 2020年4月15日 | 2020年6月30日 |
| 3 | 2020年1月を年度末とする法人の法人税見積申告 (ECI) | 2020年4月30日 | 2020年6月30日 |
| 4 | 2020年2月を年度末とする法人の法人税見積申告 (ECI) | 2020年5月31日 | 2020年6月30日 |
| 5 | 2020年3月会計期のGST申告 | 2020年4月30日 | 2020年5月11日 |
| 6 | 2020年4月が提出期限の源泉所得税申告書（S45） | 2020年4月15日 | 2020年5月15日 |
| 7 | 2020年4月が提出期限の帰任者のタックスクリアランス（Form IR21） | — | 2020年6月30日 |
| 8 | 2020年5月が提出期限の帰任者のタックスクリアランス（Form IR21） | — | 2020年6月30日 |



税務

2. 法人所得税の納税期限の延長

2020年4月、5月、6月にそれぞれに期限が到来する法人所得税の納税（※）について、3カ月の自動延長が全ての企業に付与された。

- 自動延長の対象となる納税について、どの賦課年度にかかる納税であるかを問わない
- 自動延長後の納税期限はそれぞれ、2020年7月、8月、9月となる予定であり、IRASから2020年4月末までにLetterが送付されることになる。
- 自動延長は、企業のオプションであるため、従来 of 期限で納税することも可能

（※）法人所得税の納税は、確定申告の納税（賦課年度2019年の確定申告の納税）、見積申告（賦課年度2020年の見積申告の納税）の納税のいずれも含む

3. 法人所得税の無利息分納期間の延長

見積課税所得(ECI)を2020年2月19日から2020年12月31日までに申告する法人、ECIを2020年2月19日より前に申告し、2020年3月時点において分納している法人については、IRASより自動的に2カ月の延長がされる旨のレターが発行される。

| 見積課税所得の申告 | 分納期間 | |
|-----------------|------|------|
| | 改正前 | 改正後 |
| ECI Filing | | |
| 会計年度終了後1カ月以内の申告 | 10カ月 | 12カ月 |
| ” 2カ月以内の申告 | 8カ月 | 10カ月 |
| ” 3カ月以内の申告 | 6カ月 | 8カ月 |
| ” 3カ月後の申告 | 分納不可 | |



税務

4. 法人の居住性の特例

シンガポール法人が、Covid-19に関連するTravel restrictionsにより、シンガポール国内で取締役会を開催できない場合、以下の要件を満たす場合には、賦課年度2021年について居住性ありとみなされる。

- 賦課年度2020年について、シンガポール居住法人であること
- 法人の経済環境 (a) 法人の主たる事業および事業モデル、b) 法人の事業運営および事業活動の内容、c) 法人が通常、事業を行う場所) について変更がないこと
- Covid-19により取締役が一時的に入国制限を受けることにより取締役会がシンガポール国外で開催される、または電子的手法（ビデオ会議、電話会議など）で開催される場合、取締役は当該取締役会に出席すること

なお、シンガポール法人は、上記の居住性の特例に関連する文書や記録（取締役がそれぞれの参加場所から取締役会に出席している理由を議事録に記載する等）を保持しておく必要がある。

5. 法人税の還付

賦課年度2020年については、15,000シンガポールドルを限度として25%の法人税の還付が受けられる。

6. 過去3か年の未処理の減価償却費、営業損失の繰り戻しの認容

未使用の減価償却費、営業損失を過年度に繰戻すことにより過年度の課税所得と相殺し、税金の還付を受ける制度を改正し、控除額100,000シンガポールドルを限度として直前の3賦課年度まで繰戻しが可能となった。

7. 賦課年度2021年における施設改修等に係る減価償却費の早期償却認容

器具備品・機械装置の取得に伴う資本的支出について、2年間にわたる早期償却(Capital Allowance) Claimのオプションが付与された。初年度は取得価額の75%を損金算入（賦課年度2021年）、翌年度は取得価額の25%を損金算入（賦課年度2022年）することができる。



税務

8. 固定資産税の還付

適格非居住用不動産に対する固定資産税の還付が受けられる。なお、当該免除相当額については、入居テナントがいる場合には必ずテナントに転嫁しなければならない。テナント不在エリアについてはオーナーがリベートメリットを享受する事ができる。

| 還付率 | 適格非居住用不動産※ (Qualifying Non-residential Properties) |
|------|---|
| 100% | ホテルまたはサービスアパートメントの宿泊施設 MICEスペース |
| 100% | 国際空港、クルーズ、地域のフェリーターミナル、ホテルやサービスアパートメント等内の小売店や飲食店などの施設 |
| 60% | Marina Bay Sands, Resorts World Sentosa |
| 30% | 上記以外の適格非居住用不動産 |

※対象：2020年1月～12月にかかる非住居用不動産の固定資産税（固定資産税の減免申請：不要）

（会計処理）

当該会計処理については、シンガポール会計士協会（Institute of Singapore Chartered Accountants, ISCA）より適用指針が公表されている。
<https://isca.org.sg/media/2824540/frb-5-acctg-for-sg-property-tax-rebate-covid-19.pdf>

基本的な考え方は下記のとおり。

- ・ 形式的にはテナントはオーナーから賃料減額という恩恵となるが、その源泉はシンガポール政府による補助に基づくものであり、オーナーとテナントとの不動産賃貸契約が変更になるものではない
- ・ 上記事実を鑑み、当該会計処理は、政府補助金の会計基準に基づき会計処理すべきと整理されている
- ・ 当該指針に基づくと、オーナーは損益影響なし（テナント不在エリアがない場合）、テナントは収益計上若しくは費用の減額となる。表示方法は会計方針として選択できるが、継続適用が求められる。



決算・監査

1. 年次株主総会及び年次報告書の期限延長

シンガポールの会計企業規制庁（ACRA）は、COVID-19の状況に鑑み、非上場企業を含む全企業に対して、年次株主総会開催と年次報告書提出の期限を延長すると発表した。

- 年次株主総会の開催期限が2020年4月16日から2020年7月31日までの全企業につき、60日間の延期を認める。また、年次報告書に関しては、2020年5月1日から8月31日が提出期限となっている企業につき、60日間の延長を認める
- 期限延長は自動で行われるため、企業による申請は不要

したがって、2019年12月決算の企業につき、年次株主総会、年次報告書の提出期限がそれぞれ、2020年8月29日、2020年9月29日まで延長されることになる。なお、2020年3月決算の非上場企業については5月13日現在、期限延長にかかるACRAからの特例は出ていないため、今後の動向に留意する必要がある。



労務

1. Job Support Scheme(JSS)による雇用維持

雇用者に対して、現地従業員（政府関係者を除く、シンガポール市民及びシンガポール永住権所持者のみに適用）の雇用維持をサポートするため、現地従業員の給与（2019年10月から2020年7月までの賃金の25～75%相当）を、補助金として現金で支給する。（従業員1人あたりの対象月給の上限 4,600シンガポールドル）なお、申請は不要で、当該補助金は免税となる。

（会計処理）

当該会計処理については、シンガポール会計士協会（Institute of Singapore Chartered Accountants, ISCA）より適用指針が公表されている。

<https://isca.org.sg/media/2824582/frb-6-acctg-for-jss-grant-final.pdf>

基本的な考え方は下記のとおり。

- JSSはシンガポール政府補助制度の一環である事を鑑み、政府補助金に基づく会計処理を求めている。
- 当該会計基準に基づく、当該補助金は収益若しくは関連費用から控除する事となる。表示方法は会計方針として選択できるが、継続適用が求められる
- 指針によると、JSSは、COVID-19に起因する経済不確実性に対する現地従業員雇用維持が目的として設定されている事から、ISCAとしては当該経済的不確実性が生じている期間は原則はサーキットブレーカー発令月となる2020年4月～12月であると認識し、当該期間に生じる賃金に対応する形での会計処理が原則処理として示されている
- 但し、航空業界や旅行業界など、業界によっては更に早い時期から経済的不確実性が生じていた可能性がある事も考慮し、JSSが最初に公表されたシンガポール予算案発表日である2020年2月18日以降の経済的不確実性発生日から会計処理される事も会計上の見積りとしてあり得るとしている

2. 外国人雇用税の免除、払い戻し

熟練外国人労働者の就労ビザ（ワーク・パミット（WP）及びSパス）の雇用者に課される外国人雇用税について、2020年4月分、5月分を免除するとともに、過去の外国人雇用税の支払いから1人当たり750シンガポールドルを払い戻す。



税務

1.源泉税率の軽減措置

源泉税の軽減措置について、3月27日付で財務省が「Ministerial Regulation No. 361」を公布した。タイ国内にて下表に掲げる所得の支払を行う場合、通常3%の源泉徴収を行うべきところ、2020年4月1日から2020年9月30日までの期間については1.5%、2020年10月1日から2021年12月31日までの期間については、源泉税の申告・納税をオンライン（“e-Withholding Tax system”）で行う場合に限り、2%に引き下げ（オンラインでない場合は通常どおり3%）。なお、当該源泉税の軽減は、慈善団体への支払には適用されない。

| 所得の種類 | 所得の受領者 (支払相手先) | 源泉税率 (原則) | 2020年4月1日～9 月30日の間に支払を 行う場合の軽減税率 | 2020年10月1日～ 2021年12月31日の間 に支払を行う場合の軽減 税率 (オンラインに限る) |
|---|--------------------------------|--------------|--|---|
| 歳入法第40条(2)の所得 人的役務の提供による所得 (例: サービスフィー・コミッション) | 法人又は法人格を有する パートナーシップ | 3% | 1.5% | 2% |
| 歳入法第40条(3)の所得 知的財産権等から生じる所得 (例: ロイヤリティー) | 法人又は法人格を有する パートナーシップ | 3% | 1.5% | 2% |
| 歳入法第40条(6)の所得 専門家報酬所得 (例: 弁護士報酬・監査報酬) | 法人、法人格を有する パートナーシップ又は 個人 | 3% | 1.5% | 2% |
| 歳入法第40条(7)の所得 請負所得 (例: ターン・キー契約の請負報酬) | 法人、法人格を有する パートナーシップ又は 個人 | 3% | 1.5% | 2% |
| 歳入法第40条(8)の所得 その他の事業所得（請負報酬、賞金、販促に よる割引等を含む） | 法人、法人格を有する パートナーシップ又は 個人 | 3% | 1.5% | 2% |



税務

2-1. 非上場会社の法人税の確定申告書 (PND.50) の提出・納付期限の延長

法人税の確定申告書 (PND.50) の提出・納付期限は、期末日から150日以内とされているが、2020年4月1日から8月30日までの期間中に提出・納付期限を迎える非上場会社については、その提出・納付期限が一律8月31日まで延長される。これに伴い、法人税の免税恩典の使用をBOIに申請する期限も一律7月31日まで、もしくは法人税の確定申告書の提出期限から30日前までに延長される。年間売上が2億バーツ以上の法人に要求される「Transfer Pricing Disclosure Form」(法人税の確定申告書に添付)の提出期限も一律8月31日まで延長される。

これにより、2019年12月決算の非上場会社の法人税の確定申告書の提出・納付期限は、3ヶ月間延長される形となるが、2020年3月決算の非上場会社には、実質的に延長が認められていない。これについては、今後の状況に応じて、別途特別な措置が公表されるものと考えられる。タイ証券市場に上場している上場会社には、決算期に関わらず、法人税の確定申告書 (PND.50) の提出・納付期限の延長は認められていない。

2-2. 非上場会社の法人税の中間申告書 (PND.51) の提出・納付期限の延長

法人税の中間申告書 (PND.51) の提出・納付期限は、半年経過後2ヶ月以内とされているが、2020年4月から9月までの期間中に提出・納付期限を迎える非上場会社については、その提出・納付期限が一律9月30日まで延長される。

これにより、2020年12月決算の非上場会社の法人税の中間申告書の提出・納付期限は、1ヶ月間延長される形となるが、2021年3月決算の非上場会社には延長が認められていない。これについても、今後の状況に応じて、別途特別な措置が公表されるものと考えられる。タイ証券市場に上場している上場会社には、決算期に関わらず、法人税の中間申告書 (PND.51) の提出・納付期限の延長は認められていない。

2-3. 個人所得税の確定申告書 (PND.90, 91) の提出・納付期限の追加延長

個人所得税の確定申告書 (PND.90, 91) の提出・納付期限は、翌年の3月31日とされている。2019年分の確定申告書の提出・納付期限は、すでに2020年6月30日までの延長が認められていたが、個人の負担を軽減するために更に2ヶ月延長され、8月31日までとなった。



税務

2-4. 源泉税、付加価値税（VAT）、特定事業税（SBT）の申告・納付期限の延長

源泉税、VAT、SBT等の月次での申告が求められる税目について、以下の通り申告・納付期限が延長される。
なお、当該措置はオンラインでの申告をする場合に限られる。

| 税目及び申告書の名称 | 申告対象月 | 通常の申告期限 | 延長期限 |
|---|---------|------------|------------|
| 源泉税 (Form PND.1, PND.2, PND.3, PND.53, PND.54) | 2020年3月 | 2020年4月15日 | 2020年6月1日 |
| | 2020年4月 | 2020年5月15日 | 2020年6月1日 |
| | 2020年5月 | 2020年6月15日 | 2020年6月30日 |
| セルフアセスメント VAT (Form PP.36) | 2020年6月 | 2020年7月15日 | 2020年7月31日 |
| | 2020年7月 | 2020年8月17日 | 2020年8月31日 |
| | 2020年8月 | 2020年9月15日 | 2020年9月30日 |
| 付加価値税 (VAT) (Form PP.30) 及び | 2020年3月 | 2020年4月23日 | 2020年6月1日 |
| | 2020年4月 | 2020年5月25日 | 2020年6月1日 |
| 特定事業税 (SBT) (Form PT.40) | 2020年5月 | 2020年6月23日 | 2020年6月30日 |
| | 2020年6月 | 2020年7月23日 | 2020年7月31日 |
| | 2020年7月 | 2020年8月24日 | 2020年8月31日 |
| | 2020年8月 | 2020年9月23日 | 2020年9月30日 |



税務

3. 中小企業の借入利息の追加所得控除

下記の要件を満たす中小企業（SMEs）は、法人税申告の際、政府貯蓄銀行（通称「GSB」）によって支援されたローンの支払利息の150%を課税所得から控除することができる。当該中小企業によって申請できるローンの上限額は2千万バーツであり、当該所得控除を適用するためには、2019年9月30日以前に終了する直近の事業年度において以下の条件を満たす必要がある。

- 年間売上が5億バーツ以下
- 総従業員数が200人以下
- 帳簿管理を適切に行っている

4. 中小企業の人件費の追加所得控除

下記の要件を満たす中小企業（SMEs）は、法人税申告の際、2020年4月から2020年7月までの期間に従業員に支払った人件費の300%を課税所得から控除することができる。なお、当該所得控除額は、月額給与が15,000バーツ以下の従業員の給与が対象とされ、2020年4月から2020年7月までの期間において、社会保険加入者数が2019年12月31日時点の加入者数以上でなければ適用されない。

- 年間売上が5億バーツ以下
- 総従業員数が200人以下
- 従業員が社会保険に加入している

5. VAT還付の早期化

優良輸出事業者の承認を受けているVAT登録事業者は、通常よりも早くVATの還付金を受けとれる。VATの還付は、オンライン（“e-Filing System”）での申告の場合、通常30日以内のところ15日以内に還付が受けられる。一方、ハードコピーでの申告の場合には、通常60日以内のところ、45日以内に短縮される。



税務

6. 個人所得税の控除

2020年4月1日から2020年6月30日までの期間に、個人が、その純資産の65%以上をタイ証券取引所に上場している株式に投資するSuper Saving Fund（通称「SSF」）を取得した場合には、その取得金額を個人所得税申告の際に課税所得から控除することができる。所得控除額は200,000バーツが限度とされそのSSFを少なくとも10年間保有することが要件となる。

7. 新型コロナウイルス対策支援を目的とした寄付金

2020年3月5日から2021年3月5日までの期間、タイ歳入局の「e-Donation System」を通じて新型コロナウイルス対策を支援するために拠出された寄付金は、次の所得控除を受けることができる。

- 個人の場合
個人所得税申告において、課税所得の10%を限度に寄付金（現金による寄付に限る）の額を所得金額から控除可。
- 法人の場合
法人税申告において、課税所得の2%を限度に寄付金（現金または資産の寄付を含む）の額を所得金額から控除可。なお、VAT登録事業者の場合、資産の寄付に係るVATは免除。



決算・監査

1. 定時株主総会の開催が遅延した場合の文書提出

2020年3月4日、商務省事業開発局（Department of Business Development, Ministry of Commerce）は、定時株主総会の開催が遅延した場合の説明文書の提出に関する通知を発表した。

タイ民商法典では、期末日後4カ月以内に定時株主総会を開催すべきと規定していますが、新型コロナウイルスの感染拡大を要因として定時株主総会の開催が遅延した場合には、定時株主総会後に、遅延理由を記載した書面を商務省事業開発局に提出することを要請した。

これにより財務諸表の提出遅延による罰金が免除されるかどうかは通知文書の中で明記されていない。

2. タイ上場企業の財務諸表の提出期限の延長

- 会社が特定の条件（例えば子会社等の主な資産が閉鎖された国にある、もしくは、発生した事象が財務諸表に重大な影響を与えている、など）に該当していると監査委員会が判断した場合
- 会社がその影響をSETウェブサイトを通じて開示している場合

2020年3月17日、タイ証券取引所（SET）は、上場会社が上述の両方の条件を満たした場合に、2020年5月までに提出期限を迎える以下の提出書類の提出期限を延長することを決議した。

- 期中報告：期末日から45日以内の提出期限を追加で3か月延長
- 年次報告：期末日から60日以内の提出期限を期末日より4カ月以内に延長

3. 非上場会社の株主総会及び財務諸表の提出

民商法では期末日から4カ月以内に定時株主総会を開催し、財務諸表の承認を行うことを要求している。新型コロナウイルスの感染拡大を要因として定時株主総会の開催が遅延する場合には、遅延理由を記載した書面を直近の株主リストとともに、配達記録付郵送又はオンラインにて商務省事業開発局へ提出する必要がある。なお、その書面の標準フォームは、以下の商務省のウェブサイトからダウンロードできる。

https://www.dbd.go.th/download/regis_file/covid19/dbdregist_exam_COVID19.pdf

また、定時株主総会にて承認を受けた財務諸表は、その定時株主総会の日から1ヶ月以内に商務省事業開発局へ提出しなければならないが、上記により定時株主総会の開催が遅延した会社については、財務諸表の提出期限も、その遅延して開催した定時株主総会の日から1ヶ月以内とされる。



決算・監査

4.テレビ会議等による株主総会および取締役会の実施

2020年4月19日、商務省事業開発局（Department of Business Development, Ministry of Commerce）は、電子通信機器を利用しての株主総会・取締役会に関するルールを緩和するためのEmergency Decree（緊急布告）を交付した。

同日以降は下記の規定に基づいた、テレビ会議等での株主総会・取締役会を開催することが可能となる。

- 会議の開催前に会議出席者の身分を確認する
- 会議出席者が挙手及び投票を含む議決権行使ができる
- 音声又は音声と映像による記録及び保存（電子データ）
- 議事録の作成及び保存
- すべての会議出席者の交信記録を議事録として保管



労務

1. 社会保険料の軽減

雇用主と従業員（被保険者）による社会保険料の拠出負担割合は、通常それぞれ5%となっているが、2020年3月分から8月分までの負担割合は以下の通り。

- 2020年3月～5月分：雇用主4%、従業員1%
- 2020年6月～8月分：雇用主4%、従業員4%
- 2020年9月以降分：雇用主5%、従業員5%（通常通り）
- 2020年3月から2020年8月までの期間、雇用主と従業員（被保険者）による社会保険料の拠出負担割合が5%から4%に引き下げられた。

2. 社会保険料の申告書の提出・納付期限の延長

社会保険料の申告書の提出・納付期限は、翌月の15日までとされているが、2020年3月～5月分の申告書の提出・納付期限について、以下の通り延長された。

- 2020年3月分：2020年7月15日まで
- 2020年4月分：2020年8月15日まで
- 2020年5月分：2020年9月15日まで



税務

COVID-19感染症は、インドネシアのさまざまなセクターの経済の安定性と生産性に悪影響を及ぼす国家災害である。対策として、政府は感染症の悪影響を軽減し得る規程を含む下記規程を施行した。

法律代行政令 (PERPPU-1) 2020年第1号 (2020年3月31日施行)

新型コロナウイルスの影響を被った納税者への税制優遇措置に関する財務大臣規程No.44/ PMK.03/2020 (PMK-44) (2020年4月27日施行)

法律代行政令 (PERPPU-1) における税務、関税の規程

1. 法人税率の引き下げ

| 開始事業年度 | 非上場一般企業 | IDK上場企業 *1) |
|-----------|---------|----------------|
| 2020-2021 | 22% | 19% |
| 2022以降 | 20% | 17% |

*1) インドネシア証券取引所で株式の少なくとも40%が取引され、特定の基準を満たしている有限責任会社

2. e-コマース取引への課税

e-コマースによる取引には次の税が課される：

a. 非居住者からの無形商品の輸入や、サービス提供に関する付加価値税 (VAT) は海外販売者、海外サービスプロバイダー、および/あるいは、財務省より指定された海外/国内e-コマースのプラットフォームから徴収されなければならない。

b. インドネシアで重大な経済的影響力のある海外のe-コマース会社の恒久的施設 (PE) とみなされることによる法人税。重大な経済的影響力の定義は、今後財務省によって公表されるが、以下により判断され得る。連結総収入；
インドネシアにおける売上高、および/あるいは
インドネシアにおける利用者数

c. 租税条約の適用により上記 b における恒久的施設 (PE) としてみなされない場合、電子取引税がインドネシアの購買者/ユーザーへの売上に課される。

海外販売者/ e-コマースプラットフォームのプロバイダーは、上記の税金を納付・申告するために、インドネシアの代理人を任命する必要がある。遵守しない場合、支払い遅延の罰則と行政処分、さらには海外販売者/ e-コマースプラットフォームプロバイダーのウェブサイトへのアクセスが停止される。



税務

3. 下記税務手続きに関する文書の提出期限の延長

COVID-19による不可抗力期間*1)に期限を迎える下記税務上の手続きに関する期限が延長された：

| 税務上の手続 | 延長期間 |
|--|----------------|
| 異議申立書の提出 | 当初期限から最長6ヶ月の延長 |
| 税務査定書発行後の税金還付 | 当初期限から最長1ヶ月の延長 |
| 過払税務査定書/納税不足査定書（第17条B(1)）の発行 異議申立決定書の発行（第26条(1)） 更正決定通知書の発行（第36条(1)） | 当初期限から最長6ヶ月の延長 |

*1) インドネシア国家防災委員会（BNPB）の代表が決定

4. 税関手続き

財務省は、次の目的で輸入関税の免除または減税の権限を持つ：

COVID-19感染症への対策、あるいは

国家経済および/または金融システムの安定性に対する脅威への対策



税務

新型コロナウイルスの影響を受ける特定分野で事業を行う企業に対する税制優遇措置 (PMK-44)

| 税種 | 税制優遇措置 | 課税期間 | 該当する納税者 | 国税総局オンラインウェブサイトを通じての通知/申請 | 実績レポート提出の要否 *3) |
|------------|---------|--------------|---|---------------------------|--------------------|
| PPh21 | 政府が負担 | 2020年4月～9月 | PMK-44に記載されたKLU*1) 又は KITE4を保有*2) | はい | はい |
| PPh22 | 免除 | 2020年9月30日まで | | はい | はい |
| PPh25 | 30%引下げ | 2020年9月30日まで | | はい | はい |
| VAT(付加価値税) | 事前VAT還付 | 2020年4月～9月 | | いいえ | いいえ |

*1)事業分類番号 (Klasifikasi Lapangan Usaha)、製造業だけでなく非製造業も含め幅広く適用

*2)輸出目的の輸入便宜措置 (Kemudahan Impor Tujuan Ekspor)

*3)納税者は、税制優遇措置に関する実績レポートを提出する必要がある。

2020年4月から6月までの課税期間は、2020年7月20日まで

2020年7月から9月までの課税期間は、2020年10月20日まで

1. 従業員の源泉所得税 (PPh21)

政府は、下記従業員の2020年4月から9月分の源泉所得税 (PPh21) を負担する：

- 適用条件を満たす雇用主から収入を受け取る者 (上記の表を参照)
- 納税者番号 (NPWP) を持つ者、そして
- 定収入が年2億ルピアを超えない者

適用条件を満たす納税者は、国税総局オンラインウェブサイトを通じて、この優遇措置を利用していることを税務署に通知する必要がある。

従業員の個人所得税 (PPh21) が個人負担、あるいは雇用者負担に関わらず、従業員に支払わなければならない。従業員が享受した優遇措置は課税所得とみなされない。



税務

2.前払法人税 (PPh22)

前払法人税 (PPh22) は、適用条件を満たす納税者 (上記の表を参照) に対して2020年9月30日まで免除され得る。適用条件を満たす納税者は、国税総局オンラインウェブサイトからこの優遇措置を申請する必要がある。承認された場合、国税総局オンラインシステムより、発行日から2020年9月30日まで有効な免税決定書 (Surat Keterangan Bebas / SKB) が発行される。

3.予納所得税 (PPh25)

適用条件を満たす納税者 (上記の表を参照) は、2020年9月までの予納所得税 (PPh25) が30%引下げられるが、国税総局オンラインウェブサイトを通じて、この優遇措置を利用することを税務局に通知する必要がある。

4.付加価値税(VAT)

VAT申告書 (修正を含む) が、最大50億ルピア (月額) の過払の状況で、2020年11月1日より前に提出された場合、政府は自動的に適用条件を満たした納税者 (上記の表を参照) を低リスクとみなし、2020年4月度から9月度を対象期間として、事前VAT還付を行う。



決算・その他

1. 年次決算書と株主総会

- 金融庁（OJK）への定期報告書（年次決算書を含む）の提出期限を2か月間延長。
- 上場会社の年次株主総会の開催期限を2か月延長して2020年8月31日とし、またオンラインによる株主総会開催を容認。

2. 銀行、ノンバンク

- 金融庁（OJK）からの要請に基づき、特に中小企業の債務者に対しての救済措置が実施される。返済期間の延長、金利の引き下げ等を行う。
- 返済が困難となった住宅ローンと自動車ローンの個人債務者に対しても、2020年4～9月の6か月間について支払金利を政府が補助する優遇策が実施される。金利補助の方法は、融資額が5億ルピア未満の場合、当初の3か月（4～6月）は金利6%相当、次の3か月（7～9月）は金利3%相当を補助する。また融資額5億～100億ルピアの場合、当初の3か月は金利3%相当、次の3か月は金利2%相当を補助する。

3. その他

- インドネシア上場会社に関して、本来求められる株主総会での決議なしに、市場からの自社株買いが許容される。
- インドネシアへの投資を所管する投資調整庁（BKPM）の窓口は、新型コロナウイルス感染拡大防止の目的でサービスを一時停止中であるが、オンラインでの申請受付は継続中。



労務

1. 給与・賞与

- 従業員が、新型コロナウイルスに感染の疑いがあり監視下に置かれた（最長14日欠勤）、あるいは実際に新型コロナウイルスに感染と診断されたため欠勤した場合、その従業員は同期間の給与を全額受け取る資格を有する。
- 政府の方針に沿って事業活動の制限を余儀なくされ、全従業員あるいは一部の従業員が欠勤した企業は従業員給与の額や支払い方法を、労使間の合意がある場合に限り変更してもよい。
- 通常の事業活動ができない状態になった企業は、労使間の合意がある場合を除き、停止期間中に従業員に引き続き給与、手当を全額支払わなければならない。
- イスラム断食明け大祭の7日前までの支給が義務付けられている大祭手当（THR*）を通常通り全額支給することの義務付け。THRを一度に支払えない場合には、企業と従業員の合意に基づき一定期間での分割払いが認められる方針。

*勤続期間1カ月以上の従業員への支給が義務付けられており、勤続期間1年以上の場合は固定賃金（基本給と固定手当）の1カ月分、勤続期間1カ月以上1年未満の場合は勤続期間に比例した額を支給。大祭前30日以内に退職した従業員（契約社員は除く）も支給対象。

2. 社会保険

- 雇用維持を目的とした企業の負担軽減のため、労働社会保険料の一時的な免除・猶予を実施。同免除・猶予措置では労働社会保険の「老齢保障」「労災補償」「死亡保障」「年金保障」の四つの制度のうち、「労災補償」と「死亡保障」の保険料を90%免除する。免除期間は2020年5月以降の3カ月間で、延長も可能とする。「年金保障」については保険料の納付を3カ月間は通常の30%のみとし、残り70%の納付は6カ月間猶予する。「老齢保障」については猶予・免除の対象とはしない。



税務

1.各種申告書等の期限延長

| 項目 | 当初の期限 | 対象 | 延長後の期限 |
|-----------------------------|--------------------|---------------------------|---------------------------------|
| 個人所得税の確定申告 (Form BE)・納付 | 2020年4月末 | 全て | 2020年6月末 (2か月の猶予) |
| 雇用主による源泉徴収申告 (Form E) | 2020年3月末 | 全て | 2020年5月末 (2か月の猶予) |
| MTD (給与所得の源泉徴収) の申告・納付 | 翌月15日まで | 3月及び4月給与のMTD | 2020年5月31日 |
| 法人税の確定申告 (Form C)・納付 | 決算日後7か月以内 | 2019年9月~12月決算 | 3か月の猶予 (2019年12月決算会社は2020年10月末) |
| | | 2020年1月~3月決算 | 2か月の猶予 (2020年3月決算会社は2020年12月末) |
| ETP見積り税額の申告 (CP204) | 事業年度開始日の30日前まで | 活動制限令 (MCO) 期間中に期限が到来する法人 | 2020年5月31日 |
| ETP見積り税額の納付 | 翌月15日まで | 4月及び5月納付分 | 2020年5月31日 (※1、※2) |
| 源泉税の申告・納付 | 1か月以内 | MCO期間中の源泉税 | 2020年5月31日 |
| CbCR Notification Letterの提出 | 事業年度末日まで | 2020年3月・4月決算会社 | 2020年5月31日 |
| 売上税・サービス税 (SST) の申告・納付 | 課税期間の翌月末まで | 3月末・4月末申告期限 | 2020年5月31日 (※3) |
| 税務調査により提出が要求される資料等 | 指定された期限内 (通常14日以内) | 3月18日から5月18日までの期限到来分 | 2020年5月31日 |

※1 : SME (資本金がRM2.5百万以下かつ、年間の売上がRM50百万以下の企業) は4月から6月の見積り税額の納付が免除される (免除額は確定申告で調整)。

この要件に該当する法人には、IRBから通知がなされる。

※2 : 旅行代理店、ホテル、航空会社等の観光業の企業については、4月から9月の見積り税額の納付が免除される。

※3 : デジタルサービスの海外課税事業者は除く



税務

2. 景気刺激策における優遇税制等

(法人所得税)

• 法人所得税見積額に関する変更

現行の制度では、マレーシア企業は、事業年度の6ヵ月目と9ヵ月目に法人所得税見積額の変更をIRBに申請することができる。これに加え、今回の改正で、3ヶ月目の月次納付時にも法人所得税見積額の変更を申請することができることとなる。なお、当該制度は、2020年中に3ヶ月目の月次納付を行う企業に適用される。

• 情報通信機器を含む機械および設備に関する加速度償却

情報通信機器を含む機械および設備に関して、2020年3月1日から2020年12月31日までに支出された適格支出については、年次償却 (annual allowance) の償却率が40%となる (現行は10%~20%)。なお、取得時償却 (initial allowance) は現行通り20%。

• 改装・修繕費用の特別控除

2020年3月1日から2020年12月31日の期間の改装・修繕費用について、RM300,000を限度として特別に損金算入が認められる。なお、税務上の減価償却 (Capital Allowance) を適用している場合は、当該特別控除は適用されない。

• 従業員に支給する個人用保護具に関する控除/税務上の減価償却費

従業員に支給する使い捨ての保護具 (マスク等) にかかる費用について損金算入が認められる。また、使い捨てではない保護具については、税務上の減価償却費が適用される。

• 小規模企業向けオフィス賃貸料の減額にかかる特別控除

小規模企業向けにオフィス等を賃貸し、2020年4月から6月の期間、30%以上の減額又は免除している貸手の企業は、当該減額又は免除相当額について、特別控除が認められる。

• COVID-19関連寄付金等の所得控除

COVID-19に関する寄付 (現金、医療設備、医療用消耗品の寄付等を含む) について、所得控除が認められる。



税務

(印紙税)

- **借入の再編及び期間変更契約にかかる印紙税の免税**

金融機関からの借入の再編 (Restructuring) 及び期間変更 (Rescheduling) 契約にかかる印紙税が免税となる。当該免税措置は、2020年3月1日から2020年12月31日までに実行される再編又は期間変更の契約、かつ原契約の締結時に印紙税が適切に支払われているものについて適用される。

(SST)

- **ホテル等のサービス税の免税**

Service Tax Regulations において、ホテル、サービスアパートメント、その他類似の施設に関するサービスは、サービス税の対象となっているが、2020年3月1日から2020年8月31日までの期間、サービス税が免税となる。



決算・監査

1. 監査済財務諸表の提出

マレーシアの会社法上、決算・監査に関して以下の手続きが要求される。

(非公開会社の場合)

- 事業年度末日から6か月以内に、決算報告書を株主に送付
- 株主への送付から30日以内にマレーシア企業委員会 (CCM) に監査済財務諸表を提出

(公開会社の場合)

- 事業年度末日から6か月以内に、定時株主総会を開催
- 定時株主総会の日から30日以内にマレーシア企業委員会 (CCM) に監査済財務諸表を提出

2019年9月1日から12月31日に終了する事業年度の財務諸表について、上記の期限からそれぞれ90日間の延長が認められた。なお、延長を希望する企業は、CCMに対して会社秘書役を通じて事前申請を行う必要がある。



労務

1. 中小企業向け給与補助金

以下の条件を充たす企業に対して、給与補助金が支給される。

| 企業規模 | Micro and Small | Medium | Large |
|----------------------|--|--------------------------|--------|
| 従業員数 | 75人以下 | 76人～200人 | 201人以上 |
| 給与補助金額 (一人あたり、月額) | RM1,200 | RM800 | RM600 |
| 補助対象最大人数 | 75人 | 200人 | |
| 支払対象期間 | 2020年4月1日から12月31日までの期間の3ヵ月 | | |
| 適用条件 | | | |
| 売上の減少 | 条件なし | 2020年1月以降、50%以上売上が減少した企業 | |
| 企業の登録 | <ul style="list-style-type: none"> 企業及び従業員がSOCSOに登録または拠出している 2020年1月1日までに、企業がCCMまたは地方自治体（PBT）に登録している 2020年1月1日までに、操業を開始している | | |
| 対象となる従業員の給与 | 上限RM4,000 | | |
| その他の条件 | <ul style="list-style-type: none"> 給与補助金を受領した企業は、最低6ヶ月雇用（補助金期間3ヶ月＋以後3ヶ月）を継続させなければならない Employment Retention Programによる支援を受けている従業員については、給与補助金は支払われない | | |

- 申請方法** 必要書類を以下のウェブサイトより提出する必要がある。申請が承認された後、14日以内に指定口座に入金される。
<https://prihatin.perkeso.gov.my/>
- 申請期限** 2020年4月9日～9月15日（政府の決定、ファンドの状況により、早まる可能性あり）



税務

【Covid-19の流行による税優遇に関する政令41の公表】

Covid-19の流行の影響を受けている企業等をサポートするために、政府は特定の企業等を対象とする法人税（「CIT」）、付加価値税（「VAT」）、個人所得税（「PIT」）及び土地賃借料の支払期限の延長に関するDecree41/2020/ND-CP号を発行した。

1. 適用対象

以下の企業等は2020年のCIT・VAT・PIT・土地賃借料の支払期限の延長の対象となる：

- 農業、林業、漁業；食品の生産及び加工；繊維；衣服の製造；皮革及び皮革製品の製造；木材加工及び木・竹製品（ベッド、箆笥、机、椅子を除く）の製造；わら製品の製造；紙と紙製品の製造；ゴムとプラスチック製品の製造；非金属鉱物製品の製造；金属製品の製造；機械工業；金属加工及びメッキ加工；電子部品、コンピューター、光学製品の製造；自動車の製造；ベッド、箆笥、机、椅子の製造及び建設に従事する企業、組織、個人事業主。
- 倉庫及び輸送；ホテル及びケータリングサービス；教育訓練；保健と社会支援活動；不動産業；人材紹介と人材派遣業；旅行代理店、ツアーオペレーター、観光事業に関するサポートサービス；創造的、芸術的、レクリエーション活動；図書館、博物館など文化的活動；スポーツ、娯楽活動；映画の上映に関する企業、組織、個人事業主。
- 裾野産業製品、主要な機械製品の製造に従事する企業、組織、個人事業主。
- 中小企業のサポートに関するLaw 04/2017 / QH14号および2018年3月11日付のDecree 39/2018 /ND-CP号に定義されている中小企業。
- ベトナム中央銀行の規定に従いCovid-19の流行の影響を受けている企業、組織、個人を支援する金融機関及び外資銀行の支店。ベトナム中央銀行は、当該金融機関及び外資銀行の支店のリストを公表する予定。



税務

2. CIT、VAT、PIT及び土地賃借料の支払の延期対象

(i). CIT支払の延期

- 2019年度確定申告によるCITの未払額及び2020年の第1及び第2四半期のCIT未払額について、5カ月の支払期限の延長が認められる。
- 2019年度のCITを既に納付した企業は、支払われたCITの金額が他の税金の未納分と調整することが可能。当該調整をするために、納税者は財政省による2016年6月17日付のCircular 84/2016/TT-BTC号におけるForm C1-11/NSに納税済額の詳細を記載し、納税済みの証明書と一緒に税務当局に提出しなければならない。
- 適用対象の事業に該当しない独立支店を除き、企業の独立支店も支払期限の延長の対象となる。

(ii). VAT支払の延期 (輸入VATを除く)

以下のとおり5カ月の支払期限の延長が認められる：

- 毎月VATを申告し、納付する場合：2020年の3月、4月、5月、6月のVATの未払額は支払期限の延長の対象になる。
- 四半期ごとにVATを申告し、納付する場合：2020年の第1及び第2四半期のVATの未払額は支払期限の延長の対象になる。
- 適用対象の事業に該当しない独立支店を除き、企業の独立支店も支払期限の延長の対象になる。

(iii). 土地賃借料の支払期限の延長

以下のとおり5カ月の支払期限の延長が認められる：

- 政府から直接土地を賃借し毎年土地賃借料を支払う納税者は、2020年の最初の支払期限について土地賃借料の支払期限の延長を認められる。
- 土地賃借料の支払期限の延長は、2020年5月31日から5カ月以内とする。

(iv). 個人事業主の事業所得に対するPIT支払の延期

- 前述の事業に従事する個人事業主に対し、事業所得に関するPITおよびVATの支払期限を2020年12月30日まで延長する。



税務

(v). 事務手続

- 上記の各税目および土地賃借料の支払期限の延長は自動的に適用されるものではない。
- 税務申告書を税務当局に提出する際に、税金及び土地賃借料の支払期限の延長の申請書を同時に提出する必要がある。（支払期限の延長の申請書を別に提出する場合は、2020年7月30日までに提出しなければならない）。なお、遅延利息は徴収しないものとする。



労務

Covid-19の流行の影響を受けている企業及び組織を支援するための政府による社会保険料及び従業員に対する支援策

2020年3月4日付のDirective11/CT-TTG号に続いて、政府はCovid-19の流行の影響を受けている企業及び従業員の支援に関するResolution 42/2020/NQ-CPを公表した。また、労働傷病兵社会省（MOLISA）と労働総同盟も休業期間中の従業員に対する支援制度及び企業による労働組合経費の支払延期に関する公式ガイダンスを公表した。企業及び従業員に対する新たな支援策は、以下のとおり。

1. Resolution 42に基づく政府による財政支援

- 労働契約の一時停止または無給休暇が1か月以上続く従業員は、一人当たり月1,800,000ドンの支援金を受領できる。当該支援はCovid-19の状況により変更される可能性があるが、2020年4月1日から最大3ヶ月間受領できる。
- 4月1日から6月15日までの間に契約が終了しても失業保険給付一を請求する権利がない者もしくは労働契約を締結しておらず職を失った者は、一人当たり月1,000,000ドンを受領できる。当該支援はCovid-19の状況により変更される可能性があるが、2020年4月から最大3ヶ月間受領できる。
- 財政的に困難な状況にあり、2020年4月から6月の間に、従業員に休業時の賃金の50%以上を支払った雇用主は、従業員の休業時の賃金の未払相当額をベトナム社会政策銀行から最大12ヶ月間、無担保、無利子で借り入れることができる。借入額は従業員に実際に支払う休業時の賃金に基づくが、地域の最低賃金の50%相当額が最大となる。
- Covid-19の流行の影響により社会保険に加入している従業員数が50%以上（当局が流行を発表した時点（4月1日）の労働者数と比較して）減少した企業の場合、従業員と雇用者は社会保険料の一部である退職基金と死亡者遺族基金への拠出の期限を最大12ヶ月間延長できる。従業員の減少数には一時休業・労働契約の一時停止及び無給休暇の対象となる従業員も対象に含まれる。
- 2020年4月24日付でResolution42の救済措置申請方法を定めた首相決定15号（Decision15/2020/QD-TTg）が公表された。救済措置を適用する企業は決定15号に沿って申請を行う必要がある。



労務

2. Covid-19の流行による休業期間中の従業員に対する賃金及び従業員給付の支払

MOLISAが公表した2020年3月25日付のOfficial Letter 1064/LDTBXH-QHLDLTL号では以下のとおりとされた:

– 適用対象:

Covid-19の影響で労働法98条に規定する休業の対象となる従業員には次のものが含まれる:

- (i) Covid-19の流行の間に業務に戻れていない外国人従業員;
- (ii) 当局の要請に応じて検疫の対象となっている従業員;
- (iii) 他の従業員が当局の要請で職場に戻れないことにより、企業または企業の部署が業務を停止したため休業になった従業員; 及び
- (iv) 材料の供給元や市場がCovid-19の流行の影響を受けることにより、生産調整を行った結果、適切な仕事を割り当てられていない従業員。

– 適用方針:

- 上記の(i)、(ii)、(iii)の従業員に対する休業期間中の賃金: 従業員と雇用者の合意に従うが、規定されている地域別最低賃金を下回ってはならない。
- 上記の(iv)の従業員の場合: 実際の状況に応じて、雇用者は以下を考慮することができる。
 - a) 労働契約に記載されていない他の業務を一時的に割り当てること;
 - b) 労働契約を一時停止すること; または
 - c) 労働法の関連規定に従って従業員を再編成すること。

3. Covid-19の流行の影響を受けている企業に対する労働組合経費の支払の延期

2020年3月18日付けのベトナム労働総同盟によるOfficial Letter 245/TLD号では以下のとおり:

- **適用対象:** 社会保険に加入している従業員のうち、少なくとも50%以上の従業員が一時休業をしている企業。対象企業は省級労働連盟、労働総同盟の管轄下にある中央部門労働組合もしくは同等の労働組合によって決定される。
- **適用方針:** 2020年の最初の6ヶ月間の労働組合経費の支払は、2020年6月30日まで延期される(企業にとって困難な状況が続く場合は2020年12月31日まで延期される)。

支払延期の期間中、企業は法定報告および申告の義務を履行しなければならない。政府は、Resolution 42に定められている財政支援の条件と手続に関して、さらなるガイダンスを発行する予定。



税務

BIR（内国歳入庁）からは5月12日時点において、主に以下の関連通達が発布された。

1. 税務申告の法定期限の延長: BIR RR No.11-2020(2020年4月29日)

3月17日から開始された「広域隔離措置（ECQ）」の実施およびその後の延長（5月16日まで）に伴い、3月後半以降に期限が到来する各種税務申告の提出期日が延長された。BIRからは提出期限の延長のアナウンスが複数回出されているが、4月29日にリリースされたREVENUE REGULATIONS NO.11-2020では、各種申告の延長された提出期限がまとめられている。以下はその申告対象の一部である。

| BIR Forms>Returns | 申告対象期間 | 本来の期限 | 延長後の期限 |
|---|--------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| VAT Credit/ Refund Claimsの申請 (BIR Form 1914) | 2018年3月31日に終了する四半期 | 2020年3月31日 | 2020年5月30日または隔離措置の解除の日から30日のいずれか遅い日 |
| | 2018年4月30日に終了する四半期 | 2020年4月30日 | 2020年6月14日または隔離措置の解除の日から30日のいずれか遅い日 |
| | 2018年5月31日に終了する四半期 | 2020年5月31日 | 2020年6月30日または隔離措置の解除の日から30日のいずれか遅い日 |
| Capital gain Tax, Donors Tax, Estate taxの申告・納税 (BIR Form 1606,1706,1707,1800,1801) | - | 隔離措置が始まった2020年3月16日以降に申告・納税期限が到来するもの | 隔離措置の解除の日から30日後 |



税務

| BIR Forms>Returns | 申告対象期間 | 本来の期限 | 延長後の期限 |
|--|---|---|---------------------|
| 法人所得税の確定申告・納税 (BIR Form 1702) | 2019年12月期 | 2020年4月15日 | 2020年6月14日 |
| 監査済財務諸表等の提出 (AFS, BIR Form 2307, 1702RT, 1702MX, and 1702EX) | 2019年12月期 | 2020年4月30日 | 2020年6月30日 |
| 個人所得税の確定申告 BIR Form1700 | 2019年12月期 | 2020年4月15日 | 2020年6月14日 |
| 個人所得税の1Q申告 BIR Form1701Q | 2020年3月31日に終 了する第1四半期 | 2020年5月15日 | 2020年6月14日 |
| 税務調査中の各種Position Paperの提出 | - | 2020年3月16日以降隔離措置 の解除の日から30日以内の期 日到来が要請されていたもの | 隔離措置の解除の日から30日 後 |
| Quarterly VAT Return の申告・納税 (BIR Form No. 2550Q) | 2020年3月期 | 2020年4月25日 | 2020年6月9日 |
| Certificate of Residence for Tax Treaty Relief (CORTT) Form | 2020年2月から4月の 配当、ロイヤルティ、 利息にかかる源泉税 | 源泉税の支払から30日以内 | 隔離措置の解除の日から30日 後 |

2. 寄付金税額控除の拡充 : BIR RR No.9-2020

BIR通達RR.9-2020によって、政府系機関やNPOに加え民間の医療機関などCOVID-19に対応する機関への寄付金の税額控除の範囲が拡充されている。



決算・監査

企業活動を管轄するSEC（証券取引委員会）からは5月12日時点において、主に以下の関連通達が発行された。

【決算関係】

1. 監査済財務諸表の提出期限の延長(12月決算会社):SEC MC 5-2020(2020年3月12日付)

会社は、年次報告書（Form 17-A）及び独立の公認会計士による監査済みの財務諸表（AFS）を事業年度終了日から120日以内（12月決算会社であれば4月末）に提出する必要があるが、提出期限延長のアナウンスが発行された。

12月決算の会社の年次報告書及び監査済財務諸表（AFS）の提出期限に関して

- 国内事業のみを行っている会社・・・6月30日まで提出期限を延長
- 国内事業と国外事業を行っている会社・・・6月30日あるいは関連する海外入出国規制が撤廃された日の60日が経過する日のいずれか遅い日まで提出期限を延長とされた。

2. 監査済財務諸表の提出期限の延長（1月-4月決算会社）:SEC MC 17-2020(2020年5月7日付)

SEC MC17-2020では**1月以降の決算会社**の年次報告書等の提出期限延長のアナウンスについてもリリースされた。以下は**上場会社等以外**の会社の提出期限。

| 決算月 | 本来の期限 | 延長後の期限 | |
|------------|------------|-------------|---------------------|
| 2020年1月31日 | 2020年5月30日 | 2020年7月29日 | 60 calendar daysの延長 |
| 2020年2月29日 | 2020年6月28日 | 2020年8月27日 | 60 calendar daysの延長 |
| 2020年3月31日 | 2020年7月29日 | 2020年9月27日 | 60 calendar daysの延長 |
| 2020年4月30日 | 2020年8月28日 | 2020年10月12日 | 45 calendar daysの延長 |



決算・監査

企業活動を管轄するSEC（証券取引委員会）からは5月12日時点において、主に以下の関連通達が発行された。

【決算関係】

3. 電子メールによる財務諸表等の提出:SEC MC 10-2020(2020年3月20日付)

フィリピンでは少なくとも年に1度SECにGISやAFSの書類を提出する必要があるが、ECQ実施期間中は電子メールによって以下の文書を提出することを認めている。

- 1) General Information sheet (GIS:基本情報登録シート)
- 2) Audited Financial Statements (AFS:監査済財務諸表)
- 3) All other General and special Forms and Letters (その他)

これらのファイルの提出にはPDFフォーマットでの提出、電子署名の挿入、メールへの受信確認と配信ステータス通知の設定など一定の要件が求められている。



決算・監査

【株主総会関係】

1. 電子手段による会議等での出席と参加に関するガイドライン:SEC MC 5-2020(2020年3月12日付)

2019年に改正された会社法では株主総会・取締役会は電話会議・テレビ電話会議など遠隔的な通信手段により実施することも可能とされていた。この通達では遠隔による電子手段の実施の際の具体的なガイダンス等が示された。

2. 株主総会の延期の手續 : SEC Notice (4月3日付)

定款で開催日を定めている、または他の日に開催を予定している年次株主総会 (ASM: Annual Stockholders Meeting) を延長する場合の手續について規定。

延長する場合は、年次報告書のFormであるSEC Form 17-CにASMの延期を取締役会で決議したことをSecretaryが証明するCertificateを付して

上場会社 : PSE EDGE (フィリピン証券取引所の情報開示システム) を通じてアップロード

非上場会社 : SECにファイルをメールで送信
することを定めている。

3. 株主総会の開催通知の代替的措置:SEC Notice (4月20日付)

株主総会の開催通知の送付等が物理的に困難状況もありうることを考慮して、上場会社など一部の会社の株主総会の開催の代替的な以下のような周知方法を認めている。

1. 開催日時や場所など会社法や定款で定められた情報の掲載
2. 会社のHPやPSE EDGEにおける必要事項の開示



労務

5月12日時点において、主に以下の関連通達が発布された。

労働者向け補助制度: LABOR ADVISORY No.12 (3月19日付)

労働雇用省 (DOLE) では、COVID-19調整対象プログラム (CAMP) と呼ばれる雇用に対する対応措置 (セーフティネット) を公表した。そのプログラムを受けて公表した本通達ではa)柔軟な勤務形態による働き方を導入したか、b)一時操業停止となった企業に勤務する労働者に対して一人あたり5,000ペソを支給する内容となった。支給にあたっては、企業が地域管轄のDOLEに対して申請書を提出する必要がある。



その他

5月12日時点において、主に以下の関連通達が発行された。

1. ローン返済の猶予 : Bayanihan to Heal as One Act (共和国法第11469号Section4(aa)) (3月24日付)

政府によるCOVID-19対策をサポートするため、フィリピン議会はタガログ語で団結して乗り越えるための伝統的相互扶助慣行を意味する「Bayanihan to Heal as One Act (バヤニハン法)」を成立させた。この法律は大統領に、国家予算から緊急補助金を捻出することなどの権限を与えた。また、銀行等金融機関からのローンのうち、ルソン地域全域を対象に実施されている広域隔離措置 (ECQ) の期間中に支払期限が訪れるローンについて、利息、罰金、その他料金等なしで30日間の支払猶予期間を設けることを義務づけた。

2. 住居賃料および中小企業の商業用の賃料の支払猶予制度: DTI MC20-12(4月6日付)

DTI (貿易産業省) からは以下の制度が公表された。

- ECQの期間中に発生する住居賃料およびECQの実施によって操業を停止した中小企業の商業用の賃料について、ECQ終了後30日間の支払猶予期間を設ける。
- 猶予を受けた賃料は、利息、罰金等なしでECQ終了後6カ月に渡って均等に分割払いされる。

3. 入居企業への事業継続支援措置 : PEZA MC2020-023 (4月20日付)

フィリピンへの投資に対する優遇措置の管理を行っているフィリピン経済区庁 (PEZA) は、企業の事業継続を支援するための以下の支援策を策定・公表した。

- PEZA直轄の経済特区の2020年4月と5月の賃料の支払いについて、利息、罰金などなしで支払い期限から90日間の支払い猶予期間を設定
- 電気、水道などの公共料金の支払いについては、支払い期限から30日間の支払い猶予期間を設定
- 広域隔離措置 (ECQ) 発動前の2020年1月から3月までに発生したPEZAに対する支払費用について、90日間の支払い猶予期間を設定。
- PEZA本庁に対して支払うべき、建設許可、査証 (ビザ) 申請といった手続き費用について、ECQ解除後15日以内に支払うこととする。



税務

1. 零細中小企業、ホテル・観光業、CMP事業者に対する税務救済策

ミャンマー計画・財務・工業省は、2020年3月18日に主に中小企業向けの税務上の救済措置を公表した。

対象は、零細中小企業、ホテル・観光業、CMP (Cutting, Making and Packing) 事業者のみとされており、零細中小企業の定義は以下の通りとなっている。なお、SEZ法のもとで設立された会社及び海外法人の支店や駐在員事務所は数値基準を満たしたとしても対象に含まれない。

【零細中小企業の定義】

- 製造業：土地を除く投資額が、10 億チャット以下の会社
 - 卸売業：前年の売上高（12ヶ月換算）が3 億チャット以下の会社
 - 小売業：前年の売上高（12ヶ月換算）が1 億チャット以下の会社
 - サービス業：前年の売上高（12ヶ月換算）が2 億チャット以下の会社
- 上記4項目以外のその他の業種の場合：前年の売上高（12ヶ月換算）が1 億チャット以下の会社

1-(1) 法人税の四半期予定納税期限の延長

法人税の予定納付に関して、通常は各四半期末の翌10日までに予定納付を行う必要があるが、第2四半期（2020年3月31日）及び第3四半期（2020年6月30日）の予定納付については、第3四半期（2020年9月30日）まで納付期限が延長される。個別の延長申請は不要である。

1-(2). 商業税の月次納税期限の延長

商業税の納税について、通常は月次で翌月の10日までに納付する必要があるが、2020年3月31日～8月31日にかかる商業税の納付については、2020年9月末の納付期限まで延長される。個別の延長申請は不要である。

1-(3). 輸出時に課せられる源泉税の免除

製商品の輸出時に課せられる2%の法人源泉税の前払いが、2020年9月30日まで免除される。



税務

2. 給与支払いにかかる源泉税の申告・納付期限の延長

毎月の給与支払いにかかる源泉税については、通常は源泉徴収後7日以内に納付することが要請されているが、歳入局の内部通達により、以下のとおり四半期ごとの申告、納付が認められている。また、申告書のフォーム（WaNga15）についても通常は責任者がサインした原本の提出が必要であるが、原本のコピーでも許容される。ただし、管轄税務署（Township Office等）の事前承認が必要とされている。

| 源泉徴収月 | 申告・納付期限 |
|-------------|-------------|
| 2020年4月～6月分 | 2020年 7月 7日 |
| 2020年7月～9月分 | 2020年10月7日 |

3. 人件費及び投資額の支出増加に対する税額控除

ミャンマー計画・財務・工業省が、2020年4月27日に公表した「COVID-19に対する経済救済策」によると、2020年9月期の法人税額算定に当たり、以下の税額控除が認められる見込みである。なお、当税額控除によって税額がマイナスになった場合でも還付請求はできない。

- 人件費の支給増加額の10%相当額の税額控除
- 資本的支出の投資増加額の10%相当額の税額控除

ただし、対象企業や支出増加額の算定方法などについては詳細が定められておらず、今後公表されるガイダンス等に従う必要がある。

4. 人件費及び減価償却費の追加所得控除

同「COVID-19に対する経済救済策」によると、2020年9月期の法人税額算定に当たり、以下の追加所得控除が認められる見込みである。

- 支給した人件費の125%相当額の追加所得控除（通常より25%多い所得控除）
- 減価償却費の125%相当額の追加所得控除（通常より25%多い所得控除）

ただし、対象企業や対象となる具体的な費目などについては詳細が定められておらず、今後公表されるガイダンス等に従う必要がある。

5. 医療品輸入時の特別物品税、関税及び商業税の免除

同「COVID-19に対する経済救済策」によると、COVID-19の感染予防及び治療目的のための医療品輸入時の特別物品税、輸入関税及び商業税が免除される。



税務

カンボジア経済財政省及び租税総局は2020年2月から4月にかけて、縫製・製靴業、観光業、航空会社、住宅開発会社を対象とする税務救済策を公表した。なお、縫製・製靴業を対象とする税務救済策には2020年2月に決定されたEUからの特惠関税（EBA）適用が一部停止されることによる影響を緩和する目的も含まれており、税務救済策の適用にあたってはEBA一部停止による影響度合いがキーとなる。

1. 縫製・製靴業

以下の算定式によるEBA一部停止による影響レベルに基づき、50%又は100%の事業所得税の免税が与えられる。

- 影響レベルが20% to 36% : 6か月分（50%）の事業所得税免税
- 影響レベルが40% to 100% : 12か月分（100%）の事業所得税免税
（影響レベル算定式）

$$\text{影響レベル} = \frac{\text{EBA一部停止により影響を受けた輸出額}}{\text{全輸出額}} \times 100$$

当該税務救済策の適用を受けるためには、租税総局に書面により申請し影響レベルを証明する必要がある。

2. 観光業

プノンペン特別市、バベット地区、ポイペト地区及びシエムリアップ州、ケップ州、カンポット州における観光業（ホテル・ゲストハウス・レストラン・旅行代理店）は以下の税務救済策が与えられる。

- 2020年3月度から5月度までの月次納税の免税
- 2019年度の事業所得税の2020年11月までの分割納税

また、シエムリアップ州における観光業（ホテル・ゲストハウス）については、上記に先んじて以下の税務救済策が与えられている。

- 2020年2月度から5月度までの月次納税の免税
- 2020年度の包括税務調査の免除

免税となる月次納税については、すべての月次納税項目（VAT・給与税・源泉税・前払事業税・宿泊税・特定商品税・公共照明税等）が対象とされている。しかし、免税となった給与税や源泉税が誰に帰属すべきものとなるのか（従業員やサプライヤーに返還すべきなのか）など、明確でない点もある。



税務

3.航空会社

カンボジア国内で運航している航空会社については以下の税務救済策が与えられる。

- 2020年3月度から5月度までのミニマム税の免税
- 同期間における前払事業税の免税

4.住宅開発会社

以下の条件を満たす、70,000ドル以下の不動産の所有権・占有権の譲渡については、4%の譲渡税（Stamp Duty）が免税となる。

- 70,000ドル以下の不動産の所有権・占有権の譲渡であり、市場価格で取引がなされその価格が2020年2月25日から2021年1月31日の間の期間の売買契約書に明示されており、譲渡税が同期間に申告されていること
- 経済財政省又は各州の部局に正式に登録されている住宅開発会社からの不動産の所有権・占有権の譲渡であること
- 住宅開発会社が市場価格に基づく適切な売買契約書を保持していること。

なお、意図的に取引価格を下げることにより当該税務救済策の適用を受ける会社が無いよう、租税総局による検査が実施される。



労務

1.縫製・製靴業と観光業に関する労働契約と社会保険料（NSSF）支払の停止に関するインストラクション

カンボジア労働省は2020年4月17日にCOVID-19により重大な影響を受けた縫製・製靴業と観光業に関して、労働契約と社会保険料（NSSF）支払の停止に関するインストラクションを公表した。これは2020年2月28日に公表されたインストラクションを雇用者に有利な形でアップデートするものである。

(1)労働契約の停止

【対象産業・条件】

- 縫製・製靴業（繊維、縫製、履物、靴の製造工場）、又は、
 - プノンペン特別市、シェムリアップ州、シハヌークビル州、ケップ州、カンポット州所在の観光業（ホテル、ゲストハウス、レストラン、旅行代理店）
- であり、原材料不足、注文量や輸出量の減少、顧客の喪失、その他の生産や事業の停止につながる特別に困難な状況に直面していること。なお、労働契約の停止を行うためには労働省に申請を行い、承認される必要がある。

【労働契約停止の効果】

労働省の承認をもって以下の労働契約停止の効果が生じる。
労働契約停止期間は最大2カ月とされているが、必要性や実情に応じて延長される事もありうる。

①雇用者の賃金支払義務の免除及び雇用者に対する手当支給

カンボジア労働法では、雇用が継続する限り原則として賃金全額を支払うことが求められるが、労働契約停止が認められた場合、雇用者は以下の手当の支払をもって賃金支払義務を免除される。

- 縫製・製靴業：最大30USドル/月（労働契約停止期間が7-10日は10ドル、11-20日は20ドル、21日-1ヶ月は30ドル）
- 観光業：支払能力に応じて自主的に支給

②政府からの補助金支給

被雇用者に対しては政府から最大40USドル/月の補助金が支給される。
（労働契約停止期間が7-10日は15ドル、11-20日は30ドル、21日-1ヶ月は40ドル）

補助金の支給は被雇用者の携帯電話を通じて通知されるため、雇用者に対して必要なID/携帯電話の情報提供を怠った者、または通知から10日以内に受領しなかった者は補助金の受給権利を放棄したものとみなされる。



労務

(1)労働契約の停止（続き）

雇用者は労働契約の停止について以下の手続を行い、労働省の承認を得る必要がある。なお、2020年3月23日付の通知に基づき、3月末までに被雇用者の名簿（携帯電話番号含む）を提出済の雇用者は、オンラインで以下の手続を行うことが求められる。

以下の手続を怠ったことにより被雇用者が政府からの補助金支給を受けられなくなった場合、雇用者は前述の政府補助金について支払う責任が生じる。

【必要な手続】

- ①指定様式での労働省の労働監督部又は地方の労働部への申請
- ②労働契約が停止される被雇用者に対して、補助金受給に必要なIDカード・携帯電話番号の情報を提供するようにアナウンス
- ③労働契約が停止される被雇用者リストの作成（IDカード・携帯電話番号が正しいこと証明するため、各被雇用者の拇印を取得）
- ④以下の添付書類の準備・提出
 - 直近の給与明細書（全てのページに社印押印）
 - 事業登録証書
 - 観光業ライセンス（観光業の場合）
 - パテント税証書
 - NSSFの登録証書（該当あれば）
 - 雇用者の銀行口座番号

(2)社会保険料（NSSF）支払の停止

上記（1）の対象会社で社会保険（NSSF）に登録している会社は、労働省のウェブサイトから指定様式での申請を行うことにより、労働契約の停止期間中の社会保険料支払を停止することができる。なお、労働契約の停止期間中であっても、被雇用者は健康保険や出産補助金を受け取ることができる。



税務

1. 申告と納付等の期限延長

法人税

- ・ 2020年3月期の法人税申告書の提出期限が2020年11月末に延長（従前は、2020年10月末）
- ※但し、移転価格税制の対象会社は、従来通り、2020年11月末が提出期限
- ・ 2019年3月期の法人税申告書の修正期限が2020年6月末に延長（従前は、2020年3月末）
- ・ 2019年度の第4四半期の源泉税申告書の提出期限が2020年6月末に延長（従前は、2020年6月末）
- ・ 2019年度の源泉税証明書（Form 16、および、Form 16A）の発行期限が2020年6月末に延長（従前は、2020年6月15日）
- ・ Vivad Se Vishwas Scheme（直接税の紛争解決スキーム）の納付期限が2020年12月末に延長（従前は、2020年6月末）

個人所得税

- ・ 2020年3月期の個人所得税の提出期限が2020年11月末に延長（従前は、2020年7月末）

GST (Goods and Services Tax)

- ・ GSTR-1、および、GSTR-3Bは、提出期限の変更はないものの、一定の猶予期間が設定され、提出期限後でも、一定の猶予期間内であれば遅延ペナルティ等が免除される。
- ・ 2019年3月期のGST年度報告書の提出期限が2020年9月30日に延長（従前は、2019年12月31日）
- ・ E-Invoicingの導入時期が2020年10月1日に延長（従前は、2020年4月1日）

2. 補助金

現時点（2020年5月14日時点）では、補助金の発表はされていない。

3. 優遇税率

インド国内取引（給与を除く）の源泉税率について、一律25%軽減（=現状の源泉税率の75%を適用）（2021年3月31日まで）



税務

4. その他

源泉税納付に関する特例措置

- インド法人がCovid-19により資金繰りの逼迫した状況に陥った場合には、これをSpecial Circumstancesととらえ、通常、翌月7日が納付期限とされている源泉税（インド国内の支払で、給与、利息、コミッションに対する源泉税のみが対象）について、四半期毎の後納とする申請を税務当局に対して行い、承認を得た場合には、四半期納税を選択適用することが可能である。
- これにより、資金繰り改善を図ることが可能となる。なお、当該申請・承認は税務年度毎に行う必要があることに留意。

還付税額の迅速な還付促進

- インド法人がCovid-19により資金繰りに苦しんでいる現状に鑑みて、インド政府は各税務当局に対して、GSTおよび法人税に関する還付予定税額の還付を迅速に行うように内部指示を発行した。これにより、全ての申請中の法人税還付案件、GST還付案件について、還付手続の迅速な遂行が図られている状況である（特に、金額が50万ルピー以下の少額還付案件については4月30日までに還付を実施することを要請）



決算・監査・その他会社法関連

年次株主総会の実施期限の延長（特定のケースのみ適用）

- 12月決算の会社の場合、従来であれば2020年6月30日が実施期限であったが、2020年9月30日に期限延長。
- 3月決算の会社の場合、従来より2020年9月30日が実施期限であり、現時点では期限延長は発表されていない。（いずれも、決算日から6か月以内の年次株主総会実施が従来の規定となる。）

取締役会の実施頻度に関する規定の緩和

- 従来では120日以内の頻度で取締役会の実施が必要であるが、本年度の第1四半期（～2020年6月30日）、第2四半期（～2020年9月30日）の間中は180日以内の頻度に規制緩和。

インド居住取締役に関する規制緩和

- すべての会社において最低1名のインド居住取締役が求められ、当該会計年度中182日以上インド滞在が居住取締役となる条件であるが、FY2019-20年度中のコンプライアンス準拠状況の取り扱いとして、182日以上滞在要件・インド居住取締役の要件が免除される。

年次・臨時株主総会の実施方法の選択肢拡大

- 従来ではビデオ・音声会議による株主総会の実施は認められていないが、本年度は特定の期間中、年次株主総会、臨時株主総会とも、ビデオ・音声会議による実施が認められる（年次株主総会は2020年12月31日まで、臨時株主総会は2020年6月30日まで適用）。
- ただし、いずれのケースでも実施時の要件には留意する必要があり、また上場企業の場合は従前からある電子投票の規定にも留意が必要。

取締役会の実施方法の選択肢拡大

- 従来では決算承認を含む特定の決議事項においては定足数が物理的に出席される求められるが（特定の決議事項においても定足数超過分、また特定の決議事項以外では、ビデオ・音声会議による出席は認められる）、2020年6月30日まで、すべての決議事項において、ビデオ・音声会議による実施が認められる。
- 株主総会のケースと同様、実施時の要件には留意する必要あり。

上場企業の年次決算、第4四半期決算申告の提出期限の延長

- 上場企業の年次決算申告について、従来であれば2020年5月30日が申告期限であったが、30日延長され、2020年6月30日に期限延長。
- 上場企業の第4四半期決算申告について、従来であれば2020年5月15日が申告期限であったが、45日延長され、2020年6月30日に期限延長。

新規設立された会社による事業開始申告の提出期限の延長

- 新規設立された会社は、従来では設立から180日以内に事業開始の申告が必要であるが、設立から1年以内に期限延長。



決算・監査・その他会社法関連

コロナ禍に絡む特定の活動が年間CSR支出額として認識されることに

- 従来より利益に対する一定の割合に相当する金額以上をCSR活動に充てることが会社法で義務付けられるが、コロナ禍に絡む特定の支出が当該義務におけるCSR支出額として認識される。
- 特定のコロナ禍関係の基金への寄付や日雇い労働者への見舞金支払いは対象になるが、ロックダウン中の正規・契約社員への給与支払いや一部のコロナ禍関係の基金への寄付は対象にならないため、適用是非については企業省の発表を詳細確認する必要あり。

未提出（コンプライアンス非準拠）の状態になっているインド企業省への提出書類における対応斡旋スキーム

- 会社法の下でインド企業省への提出が求められる書類（年次申告書、財務諸表、その他各種会社法に関する書類等）に関して、会社設立以降から今日まで未提出になっているすべての書類を対象に、2020年4月1日から9月30日の間に提出すれば、延滞金が免除に。
- 従来であれば提出期限以降の提出時には申告手数料に加えて延滞金が発生するが、ロックダウン・多くの業界で在宅勤務が続くこの期間を利用して未対応の書類を整備し、コンプライアンス非準拠事項を一掃する機会として、延滞金の免除を行うスキームである（“Companies Fresh Start Scheme”）。



決算・監査・その他会社法関連

法定監査期日の延長

- インド証券取引所に上場している株式会社の監査完了期日、および税務監査の期日が延長されている（非上場会社の監査期日の変更なし）。

| 項目 | 当初期日 | 延長後期日 |
|--------------|------------|-------------|
| 上場会社の監査完了期日 | 2020年5月31日 | 2020年6月30日 |
| 非上場会社の監査完了期日 | 2020年9月30日 | 緩和無し |
| 税務監査 | 2020年9月30日 | 2020年10月31日 |

経済対策に対する特別な会計処理など

- 現時点（2020年5月14日時点）では、インド政府は企業等に対して補助金等の支給や家賃免除などの特例を発表しておらず、特別な会計処理に関する通知は行われていない。
- インド会計士協会はCOVID-19感染拡大防止策による経済活動の停止、企業業績への影響を踏まえて、会計および監査上で慎重に検討すべき事項を特定している。当該項目には以下を含む。
 - 有形固定資産、無形固定資産の減損
 - 棚卸資産の評価
 - 継続企業の前提の評価
 - 偶発債務など



労務

従業員および労働者の保護

- インド雇用労働省は2020年3月20日の通達で各州政府に対し、企業はCOVID-19を理由とした解雇、減給、給与支払の停止を行うべきでないとの考えを示した。
- また、雇用主による強制的な休暇扱いによる給与の支払拒否を防ぐため、休暇も出勤扱いとみなし減給しないよう呼び掛けている。
- 当通達は正規雇用の従業員のみならず非正規雇用の契約労働者や臨時労働者も考慮したものとなっており、COVID-19禍における雇用者の立場を保護する一方、雇用主の資金繰りを圧迫する主な要因となっている。

<https://labour.gov.in/sites/default/files/file%201.pdf>

労働法の一部規制免除と法定労働時間の延長

- ロックダウン期間中に多くの出稼ぎ労働者が出身地方へ移動した結果、都市部では今後深刻な労働力不足が懸念されている。
- 各州政府は企業が今後の生産活動を加速していけるよう、以下のような措置を講じている。
 - UP州で今後3年間の労働法一部規制の免除
 - ラジャスタン州、パンジャブ州、グジャラート州、マハラシュトラ州等では工場での一日あたり労働時間の上限を8時間から12時間まで延長

標準作業手順（SOP）に基づいた安全・衛生管理

- インド内務省は2020年4月15日、企業のオフィスおよび工場でのソーシャル・ディスタンスを含む安全基準に関する指針としてSOPを公表。
- 当SOPは従業員の検温や医療保険への加入義務付け、オフィス・工場内の定期的な消毒、ソーシャル・ディスタンスの確保、ひいては従業員の通勤手段として公共交通機関に頼らず自社で手配し30-40%の乗車率とするといった内容など細部に及んでいる。
- 事業を再開する企業には一定水準を満たしたSOP作成とその順守が求められている。

<https://home.kpmg/content/dam/kpmg/in/pdf/2020/04/MHA-Government-of-India-Order.pdf>



その他

ロックダウン

モディ首相は、5月12日に国民に向けたスピーチを行い、5月18日以降の“ロックダウン第4期”に係る新たなルールを作成したことを発表した。詳細については今後、担当省庁が発表予定で感染者数に応じた地域毎のルールとなる模様。（3月下旬から続く全土ロックダウンは今回が3度目の延長発表）。

尚、インド国内のコロナウイルス累計感染者は5月14日時点で約78,000名となっている。

経済対策

インド政府は5月13日、20兆ルピー（約28兆4,000億円、GDPの約1割相当）規模の経済対策を発表した。主な政策は以下の通り。

- 中小企業に3兆ルピー（約4兆2,000億円）の無担保融資
- ファンドオブファンズを通じて5,000億ルピー（約7,000億円）を金融機関に注入
- 大企業との競争から中小企業を保護することを目的に、政府が実施する20億ルピー（約28億円）の入札に外資企業の参加を禁じる
- 契約労働者の救済を目的に、国鉄や高速道路省など中央政府の雇用契約を最大6か月延長
- 配電会社への9,000億ルピー（約1兆3000億円）の公的資金注入

入出国関連

3月25日から5月17日迄の全土封鎖に伴い航空便は運休しており、入国は出来ず、また、特別便を除き出国ができない。

- インド→日本
 - 4月2日までに発給された一次・数次ビザと査証免除措置を停止
 - 人道的な観点から緊急の訪日の必要性が認められる場合は、在インドの日本国大使館、総領事館で新たな査証が申請できる。入国後は不要不急の外出を避け14日間待機、自宅などへは公共交通機関を使用せず移動
- 日本→インド
 - 5月17日まで、国際民間旅客航空便のインドへの着陸を停止
 - すべての国境で入国禁止

※上記は全て5月13日時点

Contact - Global Japanese Practice (1/5)



Singapore



Atsushi Hoshino
Head of GJP ASEAN, Partner
E: atsushihoshino@kpmg.com.sg



Takuma Amemoto
Associate Director
E: takumaamemoto@kpmg.com.sg



Katsuhiko Matsumoto
Manager
E: katsuhikomatsumoto1@kpmg.com.sg



Ryo Kato
Manager
E: ryokato@kpmg.com.sg



Thailand



Ichiro Miura
Partner
E: imiura@kpmg.co.th



Kazuhiro Miyata
Director
E: kazuhiro@kpmg.co.th



Tomonori Shibata
Director
E: tshibata1@kpmg.co.th



Susumu Ito
Associate Director
E: sito1@kpmg.co.th

Contact - Global Japanese Practice (2/5)



Indonesia



Yoshiyuki Misao
Partner
E: yoshiyuki.misao@kpmg.co.id



Hiroshi Obana
Senior Manager
E: hiroshi.obana@kpmg.co.id



Masaru Inoue
Senior Manager
E: masaru.inoue@kpmg.co.id



Malaysia



Kazuya Watanabe
Executive Director
E: kazuyawatanabe1@kpmg.com.my



Hisatake Ishiwatari
Senior Manager
E: hishiwatari2@kpmg.com.my



Daisuke Mochizuki
Senior Manager
E: daisukemochizuki1@kpmg.com.my

Contact - Global Japanese Practice (3/5)



Vietnam



Yasuhisa Taninaka
Director
E: yasuhisataninaka@kpmg.com.vn



Hideki Furuya
Senior Manager
E: hfuruya@kpmg.com.vn



Takanori Toboku
Manager
E: takanoritoboku@kpmg.com.vn



Masaki Kakuda
Assistant Manager
E: masakikakuda@kpmg.com.vn



Philippines



Tomonori Tanimoto
Senior Manager
E: ttanimoto1@kpmg.com



Hiroyuki Sakurai
Manager
E: hsakurai1@kpmg.com

Contact - Global Japanese Practice (4/5)



Myanmar



Daisuke Sakamoto
Partner
E: dsakamoto1@kpmg.com



Masakazu Kato
Associate Director
E: mkato3@kpmg.com



Masaaki Katagiri
Assistant Manager
E: mkatagiri1@kpmg.com



Cambodia



Tomohide Yamada
Manager
E: tomohideyamada1@kpmg.com.kh

Contact - Global Japanese Practice (5/5)



India



Seiji Ota
Partner
E: seijiota@kpmg.com



Taisuke Soratani
Associate Director
E: soratani@kpmg.com



Satoshi Gotani
Associate Director
E: satoasihg@kpmg.com



Yukari Inoue
Associate Director
E: yukariinoue@kpmg.com



Japan



Takeshi Nakatani
Partner
E: takeshi.nakatani@jp.kpmg.com



Kei Sugiyama
Senior Manager
E: kei.sugiyama@jp.kpmg.com



Yasuhiro Ando
Corporate Staff
E: yasuihiro.ando@jp.kpmg.com

ASEAN事業室

E: ASEAN@jp.kpmg.com